

市長が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに介護予防型通所サービス費の算定方法の基準を定める要領

この要領は、尼崎市指定専門型訪問サービス、指定標準型訪問サービス、指定介護予防型通所サービス及び介護予防ケアマネジメントに要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱（以下「指定専門型訪問サービス等の算定基準要綱」という。）の規定に基づき、尼崎市市長が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに介護予防型通所サービス費の算定方法を次のように定める。

- 1 指定介護予防型通所サービスの月平均の利用者の数（指定介護予防型通所サービス事業者が地域密着型通所介護の事業の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防型通所サービスの事業及び地域密着型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防型通所サービスの利用者の数及び地域密着型通所介護の利用者の数の合計数）が次の表の左欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防型通所サービス費については、同表の右欄に掲げるところにより算定する。

市長が定める利用者の数の基準	市長が定める介護予防型通所サービス費の算定方法
施行規則第140条の63の5の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定専門型訪問サービス等の算定基準要綱別表の介護予防型通所サービス費のアからエの所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、指定専門型訪問サービス等の算定基準要綱の例により算定する。

- 2 指定介護予防型通所サービス事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の左欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防型通所サービス費については、同表の右欄に掲げるところにより算定する。

市長が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	市長が定める介護予防型通所サービス費の算定方法
尼崎市通所型サービス（第1号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下「指定通所型サービス基準要綱」という。）第42条の規定の適用を受けない指定介護予防型通所サービス事業所にあつては、指定通所型サービス基準要綱第5条に定める員数を置いていないこと。	指定専門型訪問サービス等の算定基準要綱別表の介護予防型通所サービス費のアからエの所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、指定専門型訪問サービス等の算定基準要綱の例により算定する。
指定通所型サービス基準要綱第42条の規定の適用を受ける指定介護予防型通所サービス事業所にあつては、同条第1号に定める員数を置いていないこと。	

付 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。